

第10回久慈市農業委員会会議録

令和4年12月23日開催

久慈市農業委員会

第10回 久慈市農業委員会議

1 日 時 令和4年12月23日（金）13時30分～

2 場 所 久慈市役所大会議室

3 付議事件

- (1) 農地法第3条の規定による許可について
- (2) 農地法第5条の規定による許可について
- (3) 農地法の適用外証明願いについて
- (4) 農用地利用集積計画書について
- (5) 農用地利用配分計画案について

4 出席者 27名(別添名簿のとおり)

5 事務局 事務局長 藤原 亮 一
係 長 鶴 飼 勝 浩

第10回 農業委員会議出席者名簿

出席…○

農業委員

議席	氏名	出席
1	新井野 勉	○
2	三上 昌明	○
3	米澤 豊	○
4	木村 晴子	○
5	田村 英寛	○
6	鹿糠 勇	○
7	中塚 義弘	○
8	小倉 明	○
9	上村 信志	○
10	高倉 道夫	○
11	宇部 文人	○
12	鹿糠 勢津子	○
13	大鹿糠 正行	○
14	柿木 敏由貴	
15	宇部 繁	○

農地利用最適化推進委員

地区	氏名	出席
久慈	間 健倫	○
久慈	城内 仲悦	○
小久慈	岸里 卓見	○
長内	岩崎 壽吉	
大川目	切金 伸広	○
夏井	中川原 広志	○
宇部	大崎 惠作	○
侍浜	桑田 孝一	○
山根	松野下 富則	○
山形	大上 和義	○
山形	長内 廣一	○
山形	下館 靖	○
山形	内久保 宏明	○
山形	下館 定一	○
山形	類瀬 徳美	

開会	13時30分
事務局長	<p>みなさまにはお忙しい中、急な時間調整にも関わらずお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>只今から令和4年度第10回久慈市農業委員会議を開催いたします。</p> <p>開会にあたりまして、宇部会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>年末を迎えまして、何かとお忙しい中お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。</p> <p>12月1日、岩手県農業委員会の代表者集会在東京で行われまして、出席して参りました。</p> <p>その前に、岩手県選出の国会議員の方々に、この前岩手県農業委員会総会で決議した要請文をお願いしたわけですが、12月1日は参議院の本会議の当日でございます。出席した議員さんは、衆議院で藤原議員、参議院で横沢議員のお二人だけでございます。そういう事で残念ではあったのですが、あとは秘書の方がおいでになりまして、秘書の方に文書をお渡ししております。</p> <p>実は今日、そばの試食会を予定しておりましたが、市役所内でもコロナの関係がございまして、中止せざるを得なかったということで申し訳ございません、お詫びいたします。この状態が落ち着きましたら、また計画したいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>以上で私の挨拶を終わらせていただきます。</p> <p>今日はよろしくお願ひします。</p>

<p>事務局長</p>	<p>本日の欠席通告委員を報告いたします。</p> <p>14番柿木委員、岩崎推進委員、類瀬推進委員より欠席通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは、久慈市農業委員会会議規則第7条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事については、宇部会長にお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>それではこれより議事に入ります。</p> <p>まずは、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。</p> <p>久慈市農業委員会会議規則第10条の規定により議事録署名委員及び書記を、当職から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議無し」の声)</p> <p>それではご異議無しと認め、議事録署名委員に5番田村委員、6番鹿糠勇委員を、書記には事務局職員の鶴飼係長を指名いたします。</p> <p>それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可についてを議題といたします。</p> <p>事務局より議案の説明を願います。</p>
<p>鶴飼係長</p>	<p>1ページをお開き願います。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可についてご説明いたします。</p> <p>(以降、議案朗読説明)</p> <p>以上で、議案第1号の説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、事務局の説明が終わりました。</p>

	<p>ここで現地調査員からの報告をお願いします。 大崎推進委員さんをお願いします。</p>
<p>大崎推進委員</p>	<p>只今事務局の方から説明がありましたとおりでございますが、付議番号1につきましては、〇〇地区では河川改修を40年ぐらい前にやっている訳ですが、その際に県の残地があるという事で、譲受人の方がそこを農地として利用したいという事でありまして、現地調査の結果、農地として野菜等栽培しておりますので、問題はないと思います。</p> <p>3ページでございますが、ここも農地として3か所野菜を作付しております。</p> <p>譲受人の娘さんも週何回か来ているのを、私も確認しておりますので、大丈夫だと思います。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可について事務局の説明と現地調査員の報告が終わりました。</p> <p>質疑を許します</p> <p>(「無し」の声)</p> <p>質疑を打ち切ります。採決いたします。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可については特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>(「異議無し」の声)</p> <p>特に意見がないものとして決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>

<p>鶴飼係長</p>	<p>5 ページをお開き願います。</p> <p>議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可についてご説明いたします。</p> <p>(以降、議案朗読説明)</p> <p>以上で、議案第 2 号の説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>議案第 2 号につきまして、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査員からの報告をお願いします。</p> <p>上村委員さんをお願いします。</p>
<p>上村委員</p>	<p>私の方から農地法第 5 条の申請に関わりまして、12 月 15 日に類瀬推進委員さん、事務局 2 名と現地調査をして参りましたので、報告致します。</p> <p>付議番号 1 番ですが、場所は〇〇高校から洋野町に向かう広域農道沿いの〇〇地区となります。</p> <p>現地は草刈りを行っており、農地としてしっかり管理している状況でした。転用目的は先ほど事務局から説明があったとおりで、太陽光発電設備を設置することですが、周辺の農地に影響を及ぼす問題はないものと思われました。</p> <p>次に付議番号 2 番ですが、場所は〇〇病院へ向かう道路沿いで〇〇のスーパー付近を曲がってすぐのところになります。</p> <p>現地は盛土をしている状況でしたが、始末書が提出されているということでしたので、やむを得ないと思われます。転用目的は事務局の方から説明があったとおり、自己住宅を建築することですが、都市計画区域内の第 3 種農地であり、周辺に影響を及ぼすものではないと思われました。以上となります。</p>

	<p>ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、ご苦勞様でございました。</p> <p>議案第2号農地法第5条の規定による許可について事務局の説明と現地調査員からの報告が終わりました</p> <p>質疑を許します</p> <p>(「無し」の声)</p> <p>質疑を打ち切ります。採決いたします。</p> <p>議案第2号農地法第5条の規定による許可については特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>(「異議無し」の声)</p> <p>特に意見がないものとして決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号農地法適用外証明願いについてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を願います。</p>
<p>鶴飼係長</p>	<p>9ページをお開き願います。</p> <p>議案第3号、農地法の適用外証明願いについてご説明いたします。</p> <p>(以降、議案朗読説明)</p> <p>以上で、議案第3号の説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>議案第3号について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>次に現地調査員からの報告をお願いします。</p> <p>事務局長をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>類瀬推進委員に現地確認をしていただいておりますが、本日欠席となりましたので、代わりにこちらからご報告申し上げます。</p>

まず付議番号1の〇〇町であります、説明にありましたとおり、平成5年から耕作をしておらず、原野化したという事で、確認をしたところ、原野化した現地であった事を確認いただいております。

10ページの地籍図をご覧頂きたいと思いますが、国道を〇〇から降りて来たところ、37-1に〇〇の元店舗が建っております、その隣の54-2はその駐車場になっておりまして、その隣小高くなっているところに54-1の現地がございました。現地は原野化していたという事を確認いただいております。

次に付議番号2番、〇〇町13地割でありますけれど、ここは〇〇小学校から△△に向かう手前の住宅地となっているところであります、これも12ページの地籍図の方をご覧頂きたいと思いますが、31-2というところに自宅が建っております、44の通路を通った37-7が今回の現地でありますけれど、そこの2階建ての物置が建っている事につきまして、確認をいただいております。

どちらも現状やむを得ないのではないかとのお話をいただきました。以上です。

<p>会長</p>	<p>はい、ご苦労様でした。</p> <p>議案第3号農地法適用外証明願いについて、事務局の説明と現地調査員からの報告が終わりました</p> <p>質疑を許します</p> <p>（「無し」の声）</p> <p>質疑を打ち切ります。採決いたします。</p> <p>議案第3号農地法適用外証明願いについては、特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>（「異議無し」の声）</p> <p>特に意見がないものとして決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号になりますが、私が議案の対象者になっておりますので、ここで一時的に退席させていただきます。議長は、高倉職務代理にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。</p> <p>（宇部会長 退室）</p> <p>（高倉職務代理 議長席着席）</p>
<p>高倉職務代理</p>	<p>それでは、会長に代わりまして、暫時議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひ致します。</p> <p>次に、議案第4号農用地利用集積計画書についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を願ひします。</p>
<p>鶴飼係長</p>	<p>13ページをお開き願ひします。</p> <p>議案第4号、農用地利用集積計画書についてご説明いたします。令和4年度農地利用集積計画書第12号から15号が別紙のとおり提出されましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の意見を求めることとなっております。15ページをお開き願ひします。</p>

	<p>まず最初に、資料の差し替えについてお願いいたします。</p> <p>15 ページの各筆明細について、当初の資料に住所等が抜けておりましたので、別紙で1枚の差し替え資料をお配りしております。こちらの方をご覧いただきたいとおもいます。こちら利用権の設定を受ける者と、利用権を設定する者は記載のとおりでございます。全部で4筆の畑について、農地中間管理機構を通しまして借り受けるものでございます。貸す方の方々は、4名とも宇部町の方々になりまして、借りる方の方は、野田村の〇〇さんという方になります。</p> <p>〇〇さんご本人は現在施設の職員とのことですが、その妻にあたる方が、昨年から新規就農者でございまして、ブロッコリー等の野菜を栽培するということ、また、近い将来ご本人も農業経営に携わるということで、農政課の方から伺っております。以上で、議案第4号の説明を終わります。</p>
高倉職務代理	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>質疑を許します。</p> <p>みなさんから何かございませんか。</p> <p>(「無し」の声)</p> <p>無いようでございますので質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議案第4号農用地利用集積計画書については、農業委員会として特に意見がないものとしてということによろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>それでは、異議なしという事で決定をさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p> <p>(高倉職務代理 席移動)</p> <p>(宇部会長 入室着席)</p>

<p>会長</p>	<p>会議を再開いたします。</p> <p>議案第5号農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
<p>鶴飼係長</p>	<p>次に、16ページになります。</p> <p>議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案についてご説明いたします。久慈市長より、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により協議があり、農業委員会の意見を求めることとなっております。</p> <p>17ページをお開き願います。</p> <p>こちら、各筆明細でございます。利用権の設定を受ける者Aと、利用権を設定する者Bは記載のとおりでございます。</p> <p>17ページ資料の、右側のEの欄ですが、現在は、〇〇が利用権の設定を受けているところ、この度、利用権の設定を受ける者Aということで、野田村の〇〇さんが、利用権の設定を受けることとなったということでございます。</p> <p>補足説明をいたしますが、現在利用権の設定を受ける者Aと〇〇が、久慈市と野田村の丁度境界線のところで、隣り合っている田があるとのことでございますが、この度、それぞれの田を交換することになり、利用権の設定手続きになったということで農政課の方から伺っております。</p> <p>以上で、議案第5号の説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、事務局の説明が終わりました。</p> <p>何かこれについて、ご質疑ございますか。</p> <p>(「無し」の声)</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは、議案第5号農地中間管理事業に係る農用地利用配</p>

	<p>分計画案については、特に意見がないものとしてよろしいですね。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>はい、それでは特に意見がないものとして決定をさせていただきます。</p> <p>次に進ませていただきます。</p> <p>報告事項（１）農地法第３条の３第１項の規定による届出書の提出についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>鶴飼係長</p>	<p>次に、18 ページをお開き願います。</p> <p>報告事項（１）でございます。第３条の３第１項の規定による届出書の提出が今回は全部で6件ございました。</p> <p>内容の方はすべて相続によるものでございます。</p> <p>以上で、報告事項（１）の説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、相続ですので特によろしいですね。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>それでは、次に進ませていただきます。</p> <p>報告事項（２）会務報告、事務局長説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>20ページをご覧頂きたいと思えます、会務報告でございます。11月25日金曜日でしたが、久慈地方農業委員会連絡協議会委員研修会が、野田村のえぼし荘で開催をされまして、全部で70数名の参加をいただき、盛況に終わりましたが、講師にはJA 5 連会長の小野寺敬作会長からご講話をいただいております。</p> <p>11月30日から12月1日、先程の会長のあいさつにありましたが、令和4年度全国農業委員会代表者集会、本県選出国會議員</p>

	<p>への政策要請活動及び農業者年金セミナーが東京で開催をされました。</p> <p>会長と大崎推進委員が参加をいたしております。</p> <p>次が12月1日木曜日から、16日金曜日まで久慈市議会定例会議が開催されまして、6日一般会計の補正予算案、16日最終本会議に会長が出席をいたしております。</p> <p>14日水曜日は、農地等利用最適化推進施策に係る市長への意見書提出でありました。</p> <p>市長応接室に会長以下8名のみなさんに出席をいただきまして、40分ほどの懇談をしたところでございます。</p> <p>様々な方面からの意見をお話しいただきました。</p> <p>21ページ12月15日であります、農地転用等の現地調査につきましては、3名の方に3条・5条・適用外について現地調査を行っていただいております。</p> <p>そして本日、第10回の農業委員会議となったところでございます。最後コメ印ですが、1月の予定であります、1月の23日月曜日午後1時半から、この大会議室で予定をいたしております。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、会務報告ですが、何かご質問ございますか。</p> <p>(「無し」の声)</p> <p>特にないようでございますので、以上を持ちまして会議の方は終わりますが、その他ですが、みなさんから何かございますか。</p> <p>(「無し」の声)</p> <p>なければ事務局鶴飼係長お願いします。</p>
<p>鶴飼係長</p>	<p>一点お知らせいたします。</p> <p>お手元の方に、2023年来年の委員手帳をお配りしております。</p>

<p>鶴飼係長</p>	<p>す。適宜ご活用いただければと思っております。</p> <p>なお、手帳を開いたすぐのページに空欄の身分証明書が挟んであるかと思えます。こちらですけれども、今年の4月に今年分の、2022年版をお配りしておりますけれども、そこに委員の方々3年分の証明書を入れておりますので、そちらの方を差し替えていただきまして、ご活用いただければと思っております。よろしく申し上げます。以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>みなさんから他にございませんか。</p> <p>なければ終了してよろしいですか。</p> <p>(「異議無し」の声)</p> <p>以上を持ちまして、第10回久慈市農業委員会議を終了させていただきます。</p> <p>ご苦勞様でございました。ありがとうございました。</p> <p>よいお年をお迎えください。</p>
<p>閉会</p>	<p>14時30分</p>